平成12年6月13日告示第81号

改正

平成17年9月22日告示第194号 平成18年9月25日告示第237号 平成20年4月1日告示第129号 平成23年3月29日告示第85号 平成23年10月24日告示第277号 平成25年3月29日告示第84号 平成27年12月21日告示第342号 平成28年3月8日告示第62号 平成30年4月27日告示第150号 平成31年3月28日告示第106号 令和3年3月12日告示第61号

鴻巣市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

鴻巣市重度障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成12年鴻巣市告示第29号)の全部を 改正する。

(目的)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第1項第6号に基づき、同法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児のうち、市内に住所を有する重度障害者等(以下「対象者」という。)に対し日常生活用具(以下「用具」という。)を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もって、その福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目及び対象者)

第2条 この事業の対象となる用具の種類及びその対象者は、別表のとおりとする。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)により、給付の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられるものを除く。

- 2 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、修理不能により用具の使用が困難となった場合を除き、前回の給付日から同表の耐用年数の欄に規定する期間を経過していない場合は、給付しない。
- 3 耐用年数を経過した後において、修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に 合理的かつ効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が対象者 の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付することができる。

(申請)

第3条 用具の給付を受けようとする対象者又はその親族(以下「申請者」という。)は、日常生活用具給付申請書(様式第1号)を市長に関係書類を添えて提出しなければならない。

(調査)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、日常生活用具給付調査書(様式第2号)を作成しなければならない。

(決定等)

- 第5条 市長は、前条の規定による調査の結果、用具の給付の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、用具の給付を行うことを決定したときは、日常生活用具給付決定通知書(様式第3号) により申請者に通知するとともに日常生活用具給付券(様式第4号)(以下「給付券」という。) を交付するものとする。
- 3 市長は、用具の給付を却下することを決定したときは、日常生活用具給付却下決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(用具の給付)

- 第6条 市長は、用具の給付を行うときは、用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」という。)に委託して行うものとする。
- 2 市長は、前条第2項の規定による給付決定(以下「給付決定」という。)をしたときは、前項 の規定に基づき用具の給付を委託した業者に対し、日常生活用具給付委託通知書(様式第6号) により通知するものとする。

(費用の負担及び支払)

- 第7条 前条の規定により用具の給付を受けた者又はその者を扶養する者(以下「給付決定者等」 という。)は、その負担能力に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担しなければならない。
- 2 給付決定者等が負担する額は、法第76条に定める補装具費の支給の例により算定した額とする。

- 3 給付決定者等は、用具を納付する業者に給付券を添えて、前項により負担することとされている額を当該業者に支払うものとする。
- 4 市長は、用具を納付した業者からの請求により、用具の給付に要した費用の額から前項の規定により給付決定者等が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。この場合において、 用具の給付に要した費用は、別表に定める額を限度とする。
- 5 業者が前項の請求をするときは、給付券を添えて行うものとする。 (人工呼吸器用自家発電機等の償還払)
- 第8条 前条第3項及び第4項の規定にかかわらず、別表に規定する人工呼吸器用自家発電機、外部バッテリー(充電器・インバーターを含む。)(以下「人工呼吸器用自家発電機等」という。)の給付に限り、償還払(給付決定者等が当該用具の費用の全額を当該用具を納付する業者に支払い、当該額から同条第2項の規定により負担することとされている額を控除した額(以下「公費負担額」という。)を市が給付決定者等に対し支払うことをいう。)により用具の給付をすることができる。
- 2 前項の規定による償還払による人工呼吸器用自家発電機等の給付(以下「償還払給付」という。) には、第6条及び前条第5項の規定は、適用しない。
- 3 償還払給付を受けようとする者は、第3条の規定による申請の際、その旨を申し出るとともに、 購入する用具の商品名、購入金額及び当該用具を納付する業者が分かる書類を提出するものとす る。
- 4 市長は、前項の規定による申出があった場合において、給付決定をするときは、第5条第2項 の規定にかかわらず、同項の規定による給付券の交付は行わないものとする。
- 5 給付決定者等は、償還払給付に係る公費負担額の支払いを受けようとするときは、日常生活用具(人工呼吸器用自家発電機・外部バッテリー)給付請求書(様式第7号)に領収書その他の商品名、購入金額、当該用具を納付する業者及び購入日が分かる書類(当該業者が発行したものに限る。)を添えて市長に提出しなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による請求があったときは、公費負担額を速やかに当該給付決定者等に支払うものとする。

(用具の管理)

第9条 給付決定者等は、当該用具を第1条の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、 又は担保に供してはならない。 2 市長は、給付決定者等が前項の規定に違反したときは、当該給付に要した費用の全部又は一部 を返還させることができる。

(給付台帳の整備)

第10条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳(様式第8号)を整備するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成12年6月13日から施行する。

(吹上町及び川里町の編入に伴う経過措置)

2 吹上町及び川里町の編入の日前に、吹上町心身障害児等に係る日常生活用具の給付等に関する規則(平成12年吹上町規則第12号)、吹上町重度身体障害者に係る日常生活用具の給付等に関する規則(平成12年吹上町規則第23号)、吹上町日常生活用具(補助具)給付事業実施要綱(平成8年吹上町告示第20号)、川里町心身障害児等に係る日常生活用具の給付等に関する規則(平成12年川里町規則第20号)、川里町重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成3年川里村告示第26号)、川里町日常生活用具(補助具)給付事業実施要綱(平成10年川里村告示第48号)又は川里町日常生活用具(補助具)給付事業に係る自己負担金補助要綱(平成10年川里村告示第51号)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年告示第194号)

この告示は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年告示第237号)

(施行期日)

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条第2項の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請 について適用し、施行日前に申請された負担額については、なお従前の例による。

附 則(平成20年告示第129号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年告示第85号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年告示第277号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年告示第84号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月21日告示第342号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、 これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成28年3月8日告示第62号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月27日告示第150号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鴻巣市重度障害者(児)日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、この告示の施行の 日(以下「施行日」という。)以後に申請のあった日常生活用具の給付について適用し、施行日 前に申請のあった日常生活用具の給付については、従前の例による。

附 則(平成31年3月28日告示第106号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月12日告示第61号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鴻巣市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請のあった日常生活用具の給付について適用し、施行日前に申請のあった日常生活用具の給付については、なお従前の例による。

附 則(令和4年8月9日告示第223号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、 これを取り繕って使用することができる。

別表(第2条、第7条関係)

1 介護・訓練支援用具

1 月曖	一			
種目	対象者	性能	耐用年数	基準額(円)
特殊寝台	(1) 下肢又は体幹機能障	腕、脚等の訓練のできる	8年	154, 000
	害2級以上の障害者	器具を附帯し、原則とし		
	(18歳以上)	て使用者の頭部及び脚		
	(2) 寝たきりの状態にあ	部の傾斜角度を個別に		
	る難病患者等	調整できる機能を有す		
		るもの		
特殊マット	(1) 重度又は最重度の知	褥(じょく)瘡(そう)の	5年	19, 600
	的障害者	防止又は失禁等による		
	(2) 下肢又は体幹機能障	汚染又は損耗を防止で		
	害1級又は2級の障害児	きる機能を有するもの		
	(3歳から17歳まで)			
	(3) 下肢又は体幹機能障			
	害1級の障害者で、常時			
	介護を必要とする者			
	(18歳以上)			
	(4) 寝たきりの状態にあ			
	る難病患者等			
特殊尿器	(1) 下肢又は体幹機能障	尿が自動的に吸引され	5年	67, 000
	害1級の障害者で、常時	るもので、障害者等又は		
	介護を要する者	介護者が容易に使用し		
	(学齢児以上)	得るもの		

	(2) 自力で排尿できない			
	難病患者等			
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級	障害者(児)を担架に乗	5年	82, 400
	以上の障害者で、入浴に当	せたままリフト装置に		
	たって家族等他人の介助を	より入浴させるもの		
	要する者			
	(3歳以上)			
体位変換器	(1) 下肢又は体幹機能障	介助者が障害者等の体	5年	15, 000
	害2級以上の障害者で、	位を変換させるのに容		
	下着交換等に当たって家	易に使用し得るもの		
	族等他人の介助を要する			
	者			
	(学齢児以上)			
	(2) 寝たきりの状態にあ			
	る難病患者等			
移動用リフ	(1) 下肢又は体幹機能障	介護者が重度障害者等	4年	159, 000
1	害2級以上の障害者	を移動させるに当たっ		
	(3歳以上)	て、容易に使用し得るも		
	(2) 下肢又は体幹機能に	の(天井走行型その他住		
	障害のある難病患者等	宅改修を伴うものを除		
		<.)		
訓練椅子	下肢又は体幹機能障害2級	原則として附属のテー	5年	33, 100
	以上の障害者	ブルを付けるもの		
	(3歳以上)			
訓練用ベッ	(1) 下肢又は体幹機能障	腕又は脚の訓練等でき	8年	159, 200
ド	害2級以上の障害者	る器具を備えたもの		
	(学齢児以上)			
	(2) 下肢又は体幹機能に			
	障害のある難病患者等			

備考

- 1 難病患者等とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年号外政令第10号)で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者をいう。
- 2 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体 幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

2 自立生活支援用具

	上伯又饭用兵			
種目	対象者	性能	耐用年数	基準額(円)
入浴補助用	(1) 下肢又は体幹機能に	入浴時の移動、座位の保	8年	90, 000
具	障害を有し、入浴に介助	持、浴槽への入水等を補		
	を必要とする者	助でき、障害者等又は介		
	(3歳以上)	助者が容易に使用し得		
	(2) 入浴に介助を要する	るもの(設置に当たり住		
	難病患者等	宅改修を伴うものを除		
		<.)		
便器	(1) 下肢又は体幹機能障	障害者等が容易に使用	8年	4, 450
	害2級以上の障害者	し得るもの(手すりを付		
	(学齡児以上)	けることができる。)。		
	(2) 常時介護を必要とす	ただし、取替えに当たり		
	る難病患者等	住宅改修を伴うものを		
		除く。		
頭部保護帽	(1) 平衡機能又は下肢若	転倒の衝撃から頭部を	3年	主原料がスポンジ及
	しくは体幹機能に障害を	保護できるもの		び革のもの 12,768
	有し、歩行や立位が不安			主原料がスポンジ、革
	定で頻繁に転倒するおそ			及びプラスチックの
	れのある者			もの 30,870
	(2) 重度又は最重度の知			
	的障害者、又は精神障害			
	者で、てんかんの発作等			
	により頻繁に転倒する者			

	I			I
T字状又は	平衡機能又は下肢若しくは	障害者(児)が容易に使	3年	木製 2,266
棒状のつえ	体幹機能障害者	用し得るもの		軽金属製 3,090
移動・移乗	(1) 平衡機能又は下肢若	おおむね次のような性	8年	60,000
支援用具	しくは体幹機能に障害を	能を有する手すり、スロ		
	有し、家庭内の移動等に	ープ等であること(設置		
	おいて介助を必要とする	に当たり住宅改修を伴		
	者	うものを除く。)		
	(3歳以上)	(1) 障害者等の身体		
	(2) 下肢が不自由な難病	機能の状態を十分踏		
	患者等	まえた、必要な強度と		
		安定性を有するもの		
		(2) 転倒予防、立ち上		
		がり動作の補助、移乗		
		動作の補助、段差解消		
		等の用具であるもの		
特殊便器	(1) 上肢障害2級以上の	障害者等を介護してい	8年	151, 200
	障害者	る者が容易に使用し得		
	(2) 重度又は最重度の知	る、温水温風を出し得る		
	的障害者で訓練を行って	もの(取替えに当たり住		
	も自力での排便後の処理	宅改修を伴うものを除		
	が困難な者	<.)		
	(3) 上肢機能に障害のあ			
	る難病患者等			
火災警報器	(1) 障害等級2級以上の	室内の火災を煙又は熱	8年	15, 500
	障害者であって火災発生	により感知し、音又は光		
	の感知及び避難が著しく	を発し屋外にも警報ブ		
	困難な者	ザーで知らせ得るもの		
	(2) 重度若しくは最重度			
	の知的障害者であって火			
	災発生の感知及び避難が			

	著しく困難な者			
	(いずれも火災発生の感知			
	及び避難が著しく困難な者			
	のみの世帯又はこれに準ず			
	る世帯)			
自動消火器	(1) 障害等級2級以上の	室内温度の異常上昇又	8年	28, 700
	障害者であって火災発生	は炎の接触で自動的に		
	の感知及び避難が著しく	消火液を噴射し、初期火		
	困難な者	災を消火し得るもの		
	(2) 重度若しくは最重度			
	の知的障害者であって火			
	災発生の感知及び避難が			
	著しく困難な者			
	(3) 難病患者等であって			
	火災発生の感知及び避難			
	が著しく困難な者			
	(いずれも火災発生の感知			
	及び避難が著しく困難な者			
	のみの世帯又はこれに準ず			
	る世帯)			
電磁調理器	(1) 視覚障害2級以上の	障害者が容易に使用し	6年	41,000
	障害者(視覚障害者のみ	得るもの		
	の世帯及びこれに準ずる			
	世帯)			
	(18歳以上)			
	(2) 重度若しくは最重度			
	の知的障害者(知的障害			
	者のみの世帯及びこれに			
	準ずる世帯)			
	(18歳以上)			

歩行時間延	視覚障害2級以上の障害者	障害者 (児) が容易に使	10年	7,000
長信号機用	(学齢児以上)	用し得るもの		
小型送信機				
聴覚障害者	聴覚障害2級以上の障害者 悪覚障害2級以上の障害者	音、声音等を視覚、触覚	10年	87, 400
用屋内信号	(聴覚障害者のみの世帯及	等により知覚できるも		
装置	びこれに準ずる世帯)	O		
	(18歳以上)			
視覚障害者	視覚障害者であって、音声	音声による目的物(位	10年	56,000
用誘導装置	による誘導を必要とする者	置) 等の確認が可能とな		
	(学齢児以上)	るもの		
携帯用信号	聴覚障害者であって、視	送信機と受信機を1組	10年	18, 000
装置	覚・触覚によらなければ呼	とし、送信機による合図		
	出し等に応じることができ	(呼出し)が触覚等によ		
	ない者	り知覚できるもので携		
	(学齢児以上)	帯可能なもの		
腰掛便座	下肢又は体幹機能障害2級	次の機能を有するもの。	8年	81,000
	以上の障害者	ただし、取替えに当たり		
		住宅改修を伴うものを		
		除く。		
		(1) 和式便器の上に		
		置いて腰掛式に変換		
		するもの		
		(2) 洋式便器の上に		
		置いて高さを補うも		
		0		
		(3) 電動式又はスプ		
		リング式で便座から		
		立ち上がる際に補助		
		できる機能を有して		

			I	
		いるもの		
		(4) 便座、バケツ等か		
		らなり、移動可能であ		
		る便器(居室において		
		利用可能であるもの		
		に限る。)		
車椅子用段	平衡機能又は下肢若しくは	地面と屋内床面の高低	10年	260, 000
差昇降機	体幹機能に障害を有し、常	差が1メートル程度の		
	時車椅子を使用し、必要と	場合であって、車椅子に		
	認められる者	乗ったままの状態で昇		
	(学齢児以上)	降が可能なもの		
人工呼吸器	在宅で常時人工呼吸器を使	介助者が容易に使用し	5年	100, 000
用自家発電	用する者	得るもの		
機、外部バ				
ッテリー				
(充電器・				
インバータ				
ーを含む。)				

備考

- 1 難病患者等とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日 常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定めるものによる障害の程度が 厚生労働大臣が定める程度である者をいう。
- 2 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、上肢・下肢又は体幹機能 障害に準じ取り扱うものとする。
- 3 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害 者用屋内信号灯を含むものとする。
- 4 人工呼吸器用自家発電機、外部バッテリー(充電器・インバーターを含む。)は、いずれか1種目の給付とする。
- 3 在宅療養等支援用具

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額(円)
透析液加温	腎臓機能障害3級以上で自	透析液を加温し、一定温	5年	51, 500
器	己連続携行式腹膜灌流法	度に保つもの		
	(CAPD) による透析療			
	法を行う者			
	(3歳以上)			
ネブライザ	(1) 呼吸器機能障害3級	障害者等が容易に使用	5年	36, 000
一 (吸入器)	以上又は同程度の身体障	し得るもの		
	害者であって、必要と認			
	められる者			
	(学齢児以上)			
	(2) 呼吸器機能に障害の			
	ある難病患者等			
電気式たん	(1) 呼吸器機能障害3級	障害者等が容易に使用	5年	56, 400
吸引器	以上又は同程度の身体障	し得るもの		
	害者であって、必要と認			
	められる者			
	(学齢児以上)			
	(2) 呼吸器機能に障害の			
	ある難病患者等			
ネブライザ	(1) 呼吸器機能障害3級	障害者等が容易に使用	5年	72,000
一付きたん	以上又は同程度の身体障	し得るもの		
吸引器	害者であって、必要と認			
	められる者			
	(学齢児以上)			
	(2) 呼吸器機能に障害の			
	ある難病患者等			
酸素ボンベ	医療保険における在宅酸素	障害者が容易に使用し	10年	17,000
運搬車	療法を行う者	得るもの		

	(18歳以上)			
視覚障害者	視覚障害2級以上の障害者	視覚障害者 (児) が容易	5年	9,000
用体温計	(視覚障害者のみの世帯及	に使用し得るもの		
(音声式)	びこれに準ずる世帯)			
	(学齢児以上)			
視覚障害者	視覚障害2級以上の障害者	 視覚障害者 (児) が容易	5年	9, 700
用血圧計	(視覚障害者のみの世帯及	に使用し得るもの		
(音声式)	びこれに準ずる世帯)			
	(学齢児以上)			
視覚障害者	視覚障害2級以上の障害者	視覚障害者が容易に使	5年	18,000
用体重計	(視覚障害者のみの世帯及	用し得るもの		
	びこれに準ずる世帯)			
	(18歳以上)			
動脈血中酸	人工呼吸器の装着が必要な	呼吸状態を継続的にモ	5年	157, 500
素飽和度測	難病患者等	ニタリングすることが		
定器(パル		可能な機能を有し、難病		
スオキシメ		患者等が容易に使用し		
ーター)		得るもの		

備考 難病患者等とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日 常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定めるものによる障害の程度が厚 生労働大臣が定める程度である者をいう。

4 情報・意思疎通支援用具

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額(円)
携帯用会話	音声機能若しくは言語機能	携帯式で、ことばを音声	5年	98, 800
補助装置	障害又は肢体不自由であっ	又は文章に変換する機		
	て、発声・発語に著しい障	能を有し、障害者(児)		
	害を有する者	が容易に使用し得るも		
		Ø		
情報・通信	上肢機能障害2級又は視覚	障害者向けのパーソナ	5年	100, 000

支援用具	障害2級以上の障害者	ルコンピューター周辺			
		機器やアプリケーショ			
		ンソフト			
		(1) 上肢機能障害者			
		(児)			
		インテリキー、ジョ			
		イスティック等			
		(2) 視覚障害者(児)			
		画面拡大ソフト、画			
		面音声化ソフト等			
		(3) 視覚障害者(児)			
		スマートフォン用			
		テンキーボード等			
点字ディス	視覚障害2級以上であっ	文字等のコンピュータ	6年		383, 500
プレイ	て、必要と認められる者	一の画面情報を点字等			
		により示すことのし得			
		るもの			
点字器	視覚障害者	視覚障害者 (児) が容易			
		に使用し得るもの			
		(1) 標準型			
		アの両番真鍮板製	7年	ア 10,7	12
		イ 両面書プラスチ	7年	イ 6,798	3
		ック製			
		(2) 携帯用			
		ア 片面書アルミニ	5年	ア 7,416	5
		ウム製			
		イ 片面書プラスチ	5年	イ 1,699	9
		ック製			
点字タイプ	視覚障害2級以上の障害者	視覚障害者 (児) が容易	5年		63, 100

			I	
ライター	で就労若しくは就学してい	に使用し得るもの		
	る者又は就労が見込まれる			
	者			
視覚障害者	視覚障害2級以上の障害者	音声等により操作ボタ	6年	録音再生機
用ポータブ	(学齢児以上)	ンが知覚又は認識でき、		85, 000
ルレコーダ		かつ、DAISY方式に		再生専用機
		よる録音並びに当該方		48, 000
		式により記録された図		
		書の再生が可能な製品		
		であって、視覚障害者		
		(児)が容易に使用し得		
		るもの		
視覚障害者	視覚障害2級以上の障害者	文字情報と同一紙面上	6年	99, 800
用活字文書	(学齢児以上)	に記載された当該文字		
読上げ装置		情報を暗号化した情報		
		を読み取り、音声信号に		
		変換して出力する機能		
		を有するもので、視覚障		
		害者 (児) が容易に使用		
		し得るもの		
視覚障害者	視覚障害者であって、本装	画像入力装置を読みた	8年	198, 000
用拡大読書	置により文字等を読むこと	いもの(印刷物等)の上		
器	が可能になるもの	に置くことで、簡単に拡		
	(学齢児以上)	大された画像 (文字等)		
		をモニターに映し出せ		
		るもの		
視覚障害者	視覚障害2級以上の障害者	視覚障害者が容易に使	10年	触読式
用時計	(学齢児以上)	用し得るもの		10, 300
				音声式

					13, 300
視覚障害者	 視覚障害 2 級以上の障害者	地上デジタル放送のテ	6年		30,000
用地上デジ	(学齢児以上)	レビ音声の受信が可能			
タル放送対		なもの			
応ラジオ					
聴覚障害者	聴覚障害又は発声・発語に	一般の電話に接続する	5年		71,000
用通信装置	著しい障害を有するため	ことができ、音声の代わ			
	に、コミュニケーション、	りに、文字等により通信			
	緊急連絡等の手段として必	が可能な機器であり、障			
	要と認められる聴覚障害者	 害者 (児) が容易に使用			
		し得るもの			
聴覚障害者	聴覚障害者であって、本装	字幕及び手話通訳付き	6年		88, 900
用情報受信	置によりテレビの視聴が可	の聴覚障害者 (児) 用番			
装置	能になるもの	組並びにテレビ番組に			
		字幕及び手話通訳の映			
		像を合成したものを画			
		面に出力する機能を有			
		し、かつ、災害時の聴覚			
		障害者 (児) 向け緊急信			
		号を受信するもので、聴			
		覚障害者 (児) が容易に			
		使用し得るもの			
人工喉頭	喉頭摘出者	障害者 (児) が容易に使	笛式 4	笛式	
		用し得るもの	年		5, 150
			電動式	電動式	
			5年		72, 203
点字図書	情報の入手が主に点字であ	点字により作成された		点字図書価格	
	る視覚障害者	図書			
文字放送ラ	 聴覚障害者であって、文字	FM文字多重放送の受	6年		23, 000

ジオ	による情報を必要とするも	信が可能なもの	
	O		
	(学齢児以上)		

備考 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体 幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

5 排泄管理支援用具

O BHE	日 生义1 <u>友</u> 用 共			
種目	対象者	性能	耐用年数	基準額(円)
ストマ装具	人工肛門を造設した者であ	人工肛門を造設した者		月額 8,858
(消化器	って、次のいずれかに該当	が身体に着装して排せ		(双孔式の場合は2
系)	する者	つ物を処理するもの		を乗じて得た額)
	(1) 直腸機能障害による			
	身体障害者手帳の交付を			
	受けている者又は申請中			
	の者			
	(2) 医師意見書により、			
	人工肛門を造設している			
	ことが確認できる者			
ストマ装具	人工膀胱を造設した者であ	人工膀胱を造設した者		月額 11,639
(泌尿器	って、次のいずれかに該当	が身体に着装して排せ		(双孔式の場合は2
系)	する者	つ物を処理するもの		を乗じて得た額)
	(1) 膀胱機能障害による			
	身体障害者手帳の交付を			
	受けている者又は申請中			
	の者			
	(2) 医師意見書により、			
	人工膀胱を造設している			
	ことが確認できる者			
紙おむつ等	ストマの著しい変形等によ	障害者 (児) 及び介護者		月額 12,000
	りストマ装具の使用が困難	が容易に使用し得るも		

	な者又は3歳以上で高度の	Ø.			
	排便若しくは排尿機能障害				
	の者又は脳原性運動機能障				
	害かつ意思表示の困難な者				
収尿器	************************************	採尿器と蓄尿袋で構成	1年	男性用普通型	7, 931
	がある者	し、尿の逆流防止装置を		男性用簡易型	5, 871
		付けたもの		女性用普通型	8, 755
				女性用簡易型	6, 077

備考 ストマ及び紙おむつ等は、必要に応じ、給付券1枚につき12か月分まで一括給付できるものとする。

6 住宅改修費

6 住宅	次修實			
種目	対象者	性能	耐用年数	基準額(円)
居宅生活動	(1) 下肢、体幹機能障害	障害者等の移動等を円		200, 000
作補助用具	又は乳幼児期以前の非進	滑にする用具を設置す		
	行性の脳病変による運動	るための次の小規模な		
	機能障害(移動機能障害	住宅改修。		
	に限る。)を有する障害	(1) 手すりの取付け		
	者であって障害程度等級	(2) 段差の解消		
	が3級以上の者	(3) 滑り防止及び移		
	(学齢児以上)	動の円滑化等のため		
	(2) 下肢又は体幹機能に	の床又は通路面の材		
	障害のある難病患者等	料の変更		
		(4) 引き戸等への扉		
		の取換え		
		(5) 洋式便器等への		
		便器の取換え		
		(6) その他(1)から		
		(5)に付帯して必要		
		となる住宅改修		

備考

- 1 難病患者等とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者をいう。
- 2 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体 幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 3 居宅生活動作補助用具の支給については、介護保険法に規定する住宅改修費の支給基準に 準ずるものとする。

日常生活用具給付申請書

年 月 日

(宛先)鴻巣市長

申請者

住 所

氏 名

(対象者との続柄

)

							電話番号			
	氏	名	1				個人番号			
対	住	戸	ŕ				生年月日	4	F 月	日 (美)
象	障害	者手帳			第	号		年	月 日交	を付
*	障	害名					障害等級			
者	疾	病名	(障符	害者で見定す	の日常生活 する疾病な	舌及び社会生活 名を記載するこ	を総合的に と。)	支援する	ための法律施	衐行
世	氏 名				対象者との続柄	生年月日	職業	1	固人番号	
帯の状況										
		を受け の名称	たい				希望する 型式等			
	望する	5	名 称							
ž	業 者	j	所在地					電話番号		
the parties	亥当す	る所得	}区分		生活保護	• 低所得	• 一般	一定	所得以上	
			が行予防 る 認 定		上活保護 ~	への移行予防(定率負担減免	免措置)を	:希望します。	
関に	上記のとおり日常生活用具の給付を申請します。 この給付の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機 関に調査、照会、閲覧することを承諾します。 氏 名									

日常生活用具給付調查書

申	請年月日			年	月	日	申請者	氏名						
41	住 所													
対象者	フリガナ 氏 名													
1	生年月日				性	別			電番	話号				
	氏名	'n	年	齢	1	象者 の 柄	課	親税区	税分	状		民得		備考
世帯														
員														
0														
状況														
	-11- 100 dV 111			所	得		障害年	F金	3	£	当		合	計
	非課税世	帯												
所得区分														
	基準額		見積額			利用者負担額			公	費	負担	租額		
	月額	負担」	上限名	Į .										
	m B 6		***	Mi	der	-	este atta	***	n -k-	te les de			th. 42. 1	n det
	用 具 名		基	準	額	見	積書	利方	月首1	負担額	見	公	費負担	旦 額
											+			
	合 카													
上記	た。													
	年	月	日				調査	皆						

日常生活用具給付決定通知書

第 号 年 月 日

様

鴻巣市長

印

年 月 日付けで申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

対	住 所						
象	フリガナ 氏 名						
者	生年月日		性 別	自	直話番号		
	給付番号		給作	寸決定日			
	用具名						
用	名 称						
具業	所在地						
者	電話番号						
	基準額	見積額	利用	者負担額		公費負担額	
	月額負	担上限額					

注意事項

- 1 給付された用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。
- 2 1に反した場合は、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。

日常生活用具給付券

給	付番	号					給 付 決定日			年	月	日
氏		名					生年月	日		年	月	日
住		所										
保	遊者」	氏名						ŕ	売 柄			
用	具	名										
用	名	称										
具業	所	在地										
者	電話	番号										
	基	5 準額			見	積額	利用者負担額 公費負担額				担額	
		F	額負担	旦上同	艮額							
J	:記の	ひとお	り決定で	ナる。								
		4	年 丿	1	日			鴻巣	单市長			印
受 年月	領日		年	月	日	受領者 氏 名					スと 関係	

様式第5号	(第5条関係)
様式第5号	(第5条関係)

日常生活用具給付却下決定通知書

第 号 年 月 日

様

鴻巣市長

年 月 日付けで申請のありました日常生活用具の給付につきましては、 審査の結果、却下することに決定しましたので通知します。

対象者住所	
対象者氏名	
用 具 名	
却下とした理師	h

様式第6号(第6条関係)様式第6号(第6条関係)

日常生活用具給付委託通知書

第 号 年 月 日

様

鴻巣市長

印

このことについて、次のとおり日常生活用具の給付を貴社に委託することに決定しましたので、通知します。

対	住 所			
象	フリガナ 氏 名			
者	生年月日		電話番号	
	給付番号		給付決定日	
	用具名			
用	名 称			
具業	所在地			
者	電話番号			
	基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額
	月額負担	 旦上限額		

様式第7号(第8条関係) 様式第7号(第8条関係)

日常生活用具(人工呼吸器用自家発電機・外部バッテリー)給付請求書

年 月 日

(宛先) 鴻巣市長

住 所 請求者 氏 名 (対象者との続柄) 電話番号

年 月 日付けで給付の決定を受けた日常生活用具の給付に係る 公費負担額について、次のとおり請求します。

なお、用途は人工呼吸器用として使用し、他の目的では使用しません。これに反した場合は、給付に要した費用の全部又は一部を返還することに同意します。

- 1 請求金額
- 2 添付書類 領収書その他の商品名、購入金額、当該用具を納付する業者及 び購入日が分かる書類(当該業者が発行したものに限る。)

円

3 振込先

金融機関		銀行 信用金庫 組合 農協	本店 支店 出張所						
口座種別	普通・当座	口座番号							
(フリガナ) 口 座 名 義 人									

様式第8号(第10条関係) ^{様式第8号(第10条関係)}

日常生活用具給付台帳

番号	受理年月日 交付年月日 支払年月日									価		格	444	pH: 医
		氏	名	住	所	用	具	名	委託業者名	費用総額	自己負担額	公費負担額	貸与	階層区分